

令和4年8月25日

保護者の皆様

豊能町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に感染した場合や疑いのある場合の対応について（通知）

平素は、本町の教育行政推進にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び子どもたちの安全確保のため、多大なご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本町では感染症対策の対応として以前に通知していましたが、大阪府教育庁の通知に基づき、下記のとおり対応方法等を変更しましたので通知します。これまでと同様に、マスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする各ご家庭での感染予防についても、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

◆ 新型コロナウイルス感染症に感染した場合や疑いのある場合の対応について

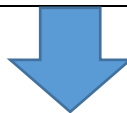
【令和4年8月10日現在】

◎変更箇所について

<変更前>

1) 児童生徒、在園児が

②濃厚接触者に認定された場合	⇒	<p>*同居の家族等が陽性で本人が濃厚接触者となった場合 本人が無症状の場合は、7日間自宅待機となります。ただし、自宅内でマスク着用など感染対策が必要です。</p> <p>*学校・所園等の判断で本人が濃厚接触となった場合 本人が無症状の場合は、最終接触日から7日間自宅待機となります。なお、池田保健所又はかかりつけ医の指示があればその指示に従ってください。</p>
----------------	---	--



<変更後>

1) 児童生徒、在園児が

②濃厚接触者に認定された場合<変更あり>	⇒	<p>*同居の家族等が陽性で本人が濃厚接触者となった場合 本人が無症状の場合は、5日間自宅待機となります。ただし、自宅内でマスク着用など感染対策が必要です。</p> <p>*学校・所園等の判断で本人が濃厚接触となった場合 本人が無症状の場合は、最終接触日から5日間自宅待機となります。</p> <p>ただし、いずれの場合も2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から</p>
----------------------	---	---

		<p><u>自宅解除が可能になります（乳幼児は除きます）。</u> なお、池田保健所又はかかりつけ医の指示があればその指示に従ってください。</p>
--	--	---

<変更前>

2) 児童生徒、在園児と同居する家族等が

<p>②濃厚接触者に認定された場合</p>	<p>⇒</p>	<p>*いずれも本人が無症状の場合 <u>自宅待機となります。</u> (1) 同居の家族等が PCR 検査又は抗原定量検査を受け「陽性」であった場合は、上記①と同様です。 (2) 同居の家族等が PCR 検査又は抗原定量検査を受け「陰性」であった場合には、結果がわかった翌日より登校可能です。ただし、10 日間の健康観察が必要です。 (3) 児童生徒本人が PCR 検査又は抗原定量検査を受け「陰性」であれば、結果がわかった翌日より登校可能です。ただし、日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の供用を避ける、消毒等の実施などの対策が必要です。また、10 日間の健康観察が必要です。 (4) 同居の家族等と本人が無症状でどちらも PCR 検査又は抗原定量検査を受けない場合は、同居の家族等が濃厚接触者と判定されてから 7 日間自宅待機となり、その翌日から登校可能となります。 なお、池田保健所の指示があれば、その指示に従ってください。その際には、指示された内容を学校に必ず連絡してください。</p>
	<p>追加</p>	<p><同居家族等の待機期間の考え方> ◆同居の家族が次々と陽性者となるものが出た場合 ①最初の陽性者本人は、発症日から 10 日間自宅待機後、通常生活に戻れます。 ②上記①の際に濃厚接触者となった同居の家族のうち、次に陽性者となった場合には、陽性者となっていない濃厚接触者（無症状の場合）の待機期間は、上記①の際に濃厚接触者として待機していた期間の起算日がリセットされ、次に陽性者となった者の発症日から 7 日間自宅待機となります。</p>



<変更後>

2) 児童生徒、在園児と同居する家族等が

<p>②濃厚接触者に認定された場合<変更あり></p>	<p>⇒</p>	<p>*いずれも本人が無症状の場合 <u>自宅待機となります。</u> (1)同居の家族等が <u>PCR 検査又は抗原定量検査</u>を受け「陽性」であった場合は、上記①と同様で変更ありません。 (2)同居の家族等が <u>PCR 検査又は抗原定量検査</u>を受け「陰性」であった場合には、結果がわかった翌日より登校可能です。ただし、<u>7日間</u>の健康観察が必要です。 (3)児童生徒本人が <u>PCR 検査又は抗原定量検査</u>を受け「陰性」であれば、結果がわかった翌日より登校可能です。ただし、日常生活を送る上で可能な範囲でのマスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の供用を避ける、消毒等の実施などの対策が必要です。また、<u>7日間</u>の健康観察が必要です。 (4)同居の家族等と本人が無症状でどちらも <u>PCR 検査又は抗原定量検査</u>を受けない場合は、同居の家族等が濃厚接触者と判定されてから <u>5日間</u>自宅待機となり、その翌日から登校可能となります。 なお、池田保健所の指示があれば、その指示に従ってください。その際には、指示された内容を学校に必ず連絡してください。</p>
<p>追加</p>	<p>追</p>	<p><同居家族等の待機期間の考え方> ◆同居の家族が次々と陽性者となるものが出た場合 ①最初の陽性者本人は、発症日から 10 日間自宅待機後、通常生活に戻れます。 ②上記①の際に濃厚接触者となった同居の家族のうち、次に陽性者となった場合には、陽性者となっていない濃厚接触者（無症状の場合）の待機期間は、上記①の際に濃厚接触者として待機していた期間の起算日がリセットされ、次に陽性者となった者の発症日から <u>5日間</u>自宅待機となります。</p>

【問い合わせ先】
豊能町教育委員会事務局こども未来部

義務教育課
TEL 072-739-3427 ・ FAX 072-739-3052
E-mail : gimukyoku@town.toyono.osaka.jp

こども育成課
TEL072-739-3432 ・ FAX072-739-3052
E-mail : kodomoshien@town.toyono.osaka.jp